

石綿障害予防規則について

事業者向けアスベスト講習会
 令和2年2月17日(月)、2月28日(金)
 札幌東労働基準監督署 安全衛生課
 労働基準監督官 森部俊亮

石綿除去等作業に係る現状の主な規制一覧

	吹き付け石綿				保温材、耐火被覆材、断熱材 (著しい粉じん発散のおそれがある場合)				その他 材料
	耐火建築物・準耐火建築物における除去	その他 除去	封じ込め・ 囲い込み (切断などを 伴う)	囲い込み (切断などを 伴わない)	除去 (切断など を伴う)	除去 (切断など を伴わな い)	封じ込め・ 囲い込み (切断など を伴う)	囲い込み (切断などを 伴わない)	除去
注文者の配慮 (第9条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事前調査 (第3条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業計画 (第4条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14日前届出 (労働安全衛生法第90条 関係)	○								
事前届出 (第5条関係)		○	○	○	○	○	○	○	
特別教育 (第27条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業主任者の 選任 (第19条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保護具の着用 (第14条関係)	●	●	○	○	○	○	○	○	○
湿潤化 (第13条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
隔離の措置 (第6条関係)	○	○	○		○		○		
作業者以外 立入禁止 (第7条関係)				○		○		○	
関係者以外 立入禁止 (第15条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○

●：電動ファン付き呼吸用保護具に限る。

隔離養生（石綿則第6条）

- 届け出の通り隔離養生が作られているか。
- 負圧除じん機の位置は計画通りか。
負圧になっているか。
負圧除じん機は届出の性能を有するものか。
- 前室（セキュリティーゾーン）は適正に設けられているか。
洗身室のエアシャワーの風向きは適正か。

各種資材・薬剤・保護具関係の備え付け

- 届出通りの機材・資材等が備え付けられているか。
必要量の飛散抑制剤・飛散防止剤等薬剤があるか。
- 保護具は適切なものを選択しているか。
①適切な防じんマスクを選択しているか。
②フィルターの汚染、面体の破損、変形等がみられないか。
- 立ち馬（ペガサス）等、養生内に持ち込む資材に破損等ないか。

工事・建設現場としての管理

隔離養生は、
足場や架設通路を兼ねていることが多い！

- 足場・架設通路としての構造が適切か。
（手すり等の**墜落防止・物の飛来落下防止**・壁つなぎや控え・脚部の滑動防止等）
- 使用前に点検を行っているか。

◎隔離養生撤去時の清掃は重点的に実施すること。
→**仮設業者の石綿ばく露防止のため。**

化学物質使用上の管理

石綿除去作業に使用される薬剤は、
有機則、特化則の適用のないものが多いが...



安全データシート（SDS）に基づく措置の実施

- 人体への影響はあるか。
- 防毒マスク、保護衣等の保護具が必要か。
- 換気が必要か。

以上を検討し、SDSを使用して労働者へ教育を！

石綿則改正についての現状

令和2年1月06日（月）

（開会先）
 労働基準局安全衛生部化学物質対策課
 課長 塚本 勝利
 課長補佐 中村 宇一
 副主任中火労働衛生専門官 高村 登紀子
 （代表電話）03(5253)1111
 （内線5511,5516）
 （直通電話）03(3502)6756

報道関係者 各位

「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」の中間とりまとめを公表します

厚生労働省の「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」（座長：豊嶋俊典 前独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所長）は、このたび、建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等に関する中間とりまとめを行いましたので、公表します。

石綿等が使用されている建築物の老朽化による解体等の工事は、今後も増加することが予想されています。そのため、現在の技術的知見をも踏まえて、一層の石綿ばく露防止対策等の充実が求められています。こうした状況の中、検討会では、建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等に関する検討を行い、その結果を取りまとめ、石綿ばく露防止対策等の充実に役立てることを目的に、平成30年7月から5日にわたり開催してきました。

検討会では、引き続き石綿ばく露防止対策等に関する検討を行い、今年度末を目標に、報告書を取りまとめる予定です。厚生労働省としては、報告書のとりまとめの後、労働安全衛生法に基づく石綿曝露予防規程の改正などを検討する方針です。

- 報道・広報
 - 厚生労働省広報基本方針
 - 大府記者会見
 - 報道発表資料
 - 広報・出版
 - 行事・会議の予定
 - 国民接種の場

関連リンク

情報提供サービス
 ルマ方登録

子どものページ

携帯ホームページ

携帯ホームページでは、緊急連絡や厚生労働省のご案内などを掲載しています。

今年度末、報告書とりまとめ



その後、具体的な法改正を検討

建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会 中間取りまとめ【概要】

現行		見直し案（中間取りまとめ）	
レベル1 石綿含有吹付け材 	計画届 ※十四日前 事前調査 作業計画 掲示 湿潤化 マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断	レベル1 石綿含有吹付け材 事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事※1が対象） 計画届（レベル2も計画届） ※十四日前	事前調査 ※調査方法を明確化 資格者による調査 調査結果の保存、現場への備え付け 作業計画 作業状況等の写真等による記録・保存 掲示 湿潤化 マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断 負圧隔離 隔離解除前の取り残し確認等 隔離 ※責任は不要
レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材 	作業届 ※工事開始前	レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材	
レベル3 スレート、Pタイル、ケイ酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材 		ケイ酸カルシウム板1種※2 レベル3 スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材	

※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事（年約20万件）及び請負金額が100万円以上の建築物の改修工事（年約200万件）
 ※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い
 注 令和元年12月検討会で合意された事項

①事前調査に関する改正

- **事前調査の方法の具体化**
→現地調査、調査範囲、調査手法を規定。
- **吹き付け材に対するみなし規定の適用**
→石綿則第3条但し書きで、吹き付け石綿を除外しない。
- **事前調査を行う者の要件の新設**
→一定の講習を修了、又は同等以上の知識・経験（後述）
- **分析を行う者の要件の新設**
→一定の講習を修了、又は同等以上の知識・経験
- **事前調査結果の記録**
→調査結果詳細を現場に備え付け、保存期間を規定

事前調査を行う者に関する改正の見通し

- 新たな建築物石綿含有建材調査者講習制度では、石綿作業主任者も講習の受講可能。
- 新制度が発足した場合、石綿作業主任者にこの講習の受講を推進することが想定される。
(一戸建て住宅に特化した講習も行う予定)

現行の「一定の知見を有し、的確な判断ができる者」 (平成24年5月9日基発0509第10号)	改正後
建築物石綿含有建材調査者（現行） (制度の主体：国土交通省)	→ 特定建築物石綿含有建材調査者 (制度の主体：厚生労働省、国土交通省、環境省)
(新区分)	→ 建築物石綿含有建材調査者
石綿作業主任者技能講習修了者であって、石綿建材の除去等の経験を有する者 ※石綿作業主任者は、事前調査に特化した講習を受講したものではないことから、事前調査に関する講習を受講するなど一定の知識を有することが望まれる (石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル)	→ (削除) ※上記の「建築物石綿含有建材調査者」を推奨していく。(石綿作業主任者技能講習修了者は、新たな調査者講習(講義)を修了することにより、新たな調査者となる)
(一社)日本アスベスト調査診断協会の登録を受けた者	変更なし(民間資格)

②解体・改修工事開始前の届出の改正

・ 解体・改修工事にかかる届出制度の新設

以下の基準に該当する工事は、**石綿含有の有無に関わりなく**、原則として**電子届**により、事前調査結果等を労働基準監督署に届出なければならないこととする。

- | |
|---|
| 1. 解体工事部分の床面積の合計が80m ² 以上の建築物の解体工事
2. 請負金額が100万円以上である建築物の改修工事 |
|---|

・ 計画届の対象拡大

いわゆる**レベル2**の石綿含有保温材等の除去作業
 →**計画届の対象へ変更**

電子届イメージ

建材の種類	石綿含有の有無			石綿含有無しと判断した根拠 ※石綿含有が無い場合のみ記載 ①目視及び設計図書 ②分析 ③メーカー証明 ④着工年月日	作業の種類 ※石綿含有が有の場合のみ記載			破砕、切断等の有無		左記の石綿含有建材に係る作業時の措置 ※届出時点で予定している措置を記載 ①真空隔離、②養生、③湿潤化、 ④呼吸用保護具の使用
	有	なし	無		除去	封じ込め	囲い込み	有	無	
吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
保温材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
圧入断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
屋根用折返断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
耐火被覆材（吹付け材を除く、ケイ酸カルシウム第2種を含む）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□	/	/	/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
ケイ酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
バルブセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
窯業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
石膏ボード/ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
その他の建材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□

計画届対象拡大イメージ

	吹き付け石綿				保温材、耐火被覆材、断熱材 (著しい粉じん発散のおそれがある場合)				その他 材料
	耐火建築物・準耐火建築物における除去	その他 除去	封じ込め・ 囲い込み (切断などを 伴う)	囲い込み (切断などを 伴わない)	除去 (切断などを 伴う)	除去 (切断などを 伴わない)	封じ込め・ 囲い込み (切断などを 伴う)	囲い込み (切断などを 伴わない)	除去
注文者の配慮 (第9条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事前調査 (第3条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業計画 (第4条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14日前届出 (安衛則第90条 関係)	○								
事前届出 (第5条関係)		○	○	○	○	○	○	○	○
特別教育 (第27条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業主任者の 選任 (第19条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保護員の着用 (第14条関係)	●	●	○	○	○	○	○	○	○
湿潤化 (第13条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
隔離の措置 (第6条関係)	○	○	○		○		○		
作業者以外 立入禁止 (第7条関係)				○		○		○	
関係者以外 立入禁止 (第15条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○

③除去作業時の措置に関する改正

- 隔離を解く際の規制の強化
→石綿の除去が完了したことを確認しなければ隔離を解いてはならない旨規定。
- グローブバッグ工法採用時の措置の具体化
- ケイ酸カルシウム板第1種に対する措置の規制
→破砕する場合の湿潤化及び周囲の隔離を規定。
- 作業実施状況の記録の規制
→作業計画通り施工されたことを確認するため、写真等により記録を行うよう規定。

第79回

全国産業安全衛生大会

大会テーマ 北の大地から 新たに築こう 安全・健康・快適職場



令和2年10月7日（水）～9日（金）



ご清聴ありがとうございました